

立山町商業協同組合加入のご案内

●加入資格 〈 定款第 8 条 組合員の資格 〉

本組合の組合員たる資格を有するものは、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- ・ 商業、サービス業、工業又は建設業を行う事業者とする。
- ・ 組合の地区内に事業場（店舗）を有すること。

上記の組合加入資格を有する方は本組合の承諾を得て組合に加入する事ができる。

●加入手続き

加入申込書にご記入・署名・捺印の上、諸納付金（①～③計 30,000 円）を添えて下記組合事務局にご提出ください。手続上、印鑑をお持ち下さい。

※申込書は事務局に置いてあります。

①加入に必要な組合員の出資金 …………… 10,000 円より

- ・ 1 口 1,000 円、加入時は 10 口 10,000 円より預ります。
- ・ 増資は 1 口より随時。
- ・ 脱退の際は原則としてお返し致します。

②加入手数料 …………… 15,000 円

- ・ 加入手数料の額は総会において決定しています。

③年会費 …………… 5,000 円

- ・ 毎年 6 月に請求致します。

立山町商業協同組合

立山町前沢 2385 立山町民会館 1 階

TEL 463-1200